令和5年度あおもり商品展開力強化支援事業 専門家派遣実施要綱

(令和5年4月12日制定)

1 趣旨

青森県内の事業者が行う地域資源を活用したビジネスにおいて、新たな取組のためのリサーチ、商品開発やブランド化等に係る課題の解決を支援するため、必要となる専門的な知見を有する専門家を派遣し、県内産業の振興に資する。

2 対象となる取組内容

県内の地域資源を活用したビジネスにおける次の取組

- ・商品の企画・開発、改良に係る指導
- ・商品のパッケージデザインに係る知識の習得
- ・販路拡大に係るアドバイス
- ・新たな取組に関するリサーチ (他県事例に関する研修等)
- ・ブランド化 等
- ※本事業は事業者のノウハウ等の取得を目的としているため、専門家による デザイン作成など、成果物の獲得を目的とした取組は対象外とする。

3 派遣対象者

青森県内に主たる事業所があり、県内の地域資源活用に取り組む事業者

4 派遣回数

原則として、専門家の派遣は、同一の事業者に対して令和6年3月31日 までに3回以内とする。

5 専門家の活動

県からの派遣要請を受けた専門家は、要請に基づき次の活動を行うものと する。

- (1) 県内事業者の要請に基づく現地、または集合研修での指導・助言
- (2) 県内事業者の訪問研修などへの対応
- (3) 地域資源を活用した取組を促進するための講演会、研修会等での講演・ 指導・助言
- (4) その他本事業の目的を達成するために必要な活動

6 専門家派遣の申込手続き

- (1) 専門家派遣を希望する事業者は、「令和5年度あおもり商品展開力支援 事業 専門家派遣申込書」(様式1)を青森県商工労働部地域産業課(以 下「地域産業課」という。)へ提出しなければならない。
- (2) 地域産業課は、提出された申込書等を審査し、派遣が適当と判断される場合は、適切な専門家を選定し、派遣日程等について申込者と派遣予定の専門家との調整を図るものとする。
- (3) 地域産業課は、派遣日程等を決定した場合は、派遣する専門家及び申込者に対して、派遣決定及び派遣日程等を通知する。
- (4) 申込者は、派遣終了後速やかに、「令和5年度あおもり商品展開力支援 事業 専門家派遣成果等報告書」(様式2)を提出する。

7 派遣の決定

申込を受け、その都度地域産業課内で目的、取組内容等について協議し、派 遣の可否を決定する。

8 専門家派遣等の経費負担

専門家派遣に係る謝金・旅費については、原則として地域産業課が、県の 規程に基づき予算の範囲内で支払うものとする。

※予算の範囲を超えて経費が発生する場合は、申込者が負担する。

9 専門家派遣に係る謝金の計算方法

専門家派遣に係る謝金については、派遣する専門家と調整した県の規定に 基づく単価に、稼働時間を乗じた金額とする。